申立人ら(母及び子3名)のうち居住制限区域(浪江町)から福島市に避難した申立人母について、原発事故前は車で5分の場所に居住し週に数回面会していた祖父母(申立人母の実父母)がいわき市へ避難したことにより支出した平成23年3月分から平成24年5月分までの面会交通費が賠償されたほか、避難生活中に幼児の世話をしたこと等を考慮し、平成23年3月分から福島市に建築した新居に転居した平成25年5月分まで日常生活阻害慰謝料の増額(平成23年3月分につき6万円、同年4月分以降は月額3万円)が認められ、また、原発事故前から予定していた結婚式を申立外夫の母親の避難先である県外で行わざるを得なくなったとして、挙式場所までの移動費用(往復分)が東京電力の直接請求における算定基準により賠償された事例。

## 和解契約書(全部和解)

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)につき、申立人X1、同X2、同X3及び同X4(以下「申立人ら」という。)と被申立人東京電力ホールディングス株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

## 第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目(下記の期間に限る。) について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ば ないことを相互に確認する。

記

- 1 損害項目
- (1)精神的損害(増額分)
- (2) 避難費用(面会交通費)
- (3) その他(挙式関連費用)
- 2 期間
- (1) 第1項1(1) について

自 平成23年3月11日 至 平成25年5月末日

- (2) 第1項1(2) について
  - 自 平成23年3月11日
  - 至 平成24年5月末日
- (3) 第1項1(3) について 平成23年12月

## 第2 和解金額

被申立人は、前項の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、金1,186,000円の支払義務があることを認める。

(内訳)

(1)精神的損害(増額分)

840,000円

(2) 避難費用(面会交通費)

254,000円

(3) その他(挙式関連費用)

92,000円

第3 支払方法

(省略)

第4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする

第5 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目(同項記載の期間に限る。) について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人のが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対 して別途請求しない。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名(記名)・押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和2年8月18日

(仲介委員 戸嶋 洋一)